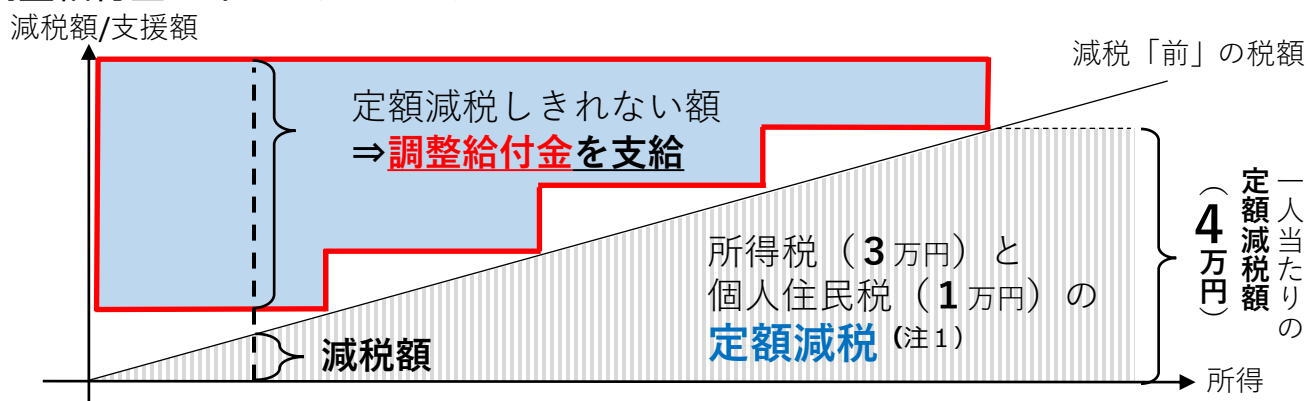


令和6年度坂戸市定額減税補足給付金 (調整給付金)のご案内

定額減税補足給付金(調整給付金)とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、**4万円**(令和6年分の所得税から**3万円**・令和6年度分の個人住民税所得割から**1万円**)の「**定額減税**」が行われます(注1)。
- その際、**定額減税**しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます(注2)。

<調整給付金のイメージ(注3)>



(注1) 定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

(注2) 令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

(注3) 所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。

<例1> 一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円(減税前)の納税者の場合
⇒ ・所得税3万円(3万円×1) + 住民税所得割1万円(1万円×1) = **4万円**が減税可能額です。
・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の計**2万円**の減税が行われます。
・**定額減税**しきれない所得税分の**2万円**が、**調整給付金**として支払われます。

<例2> 所得税3万円・住民税所得割2万円(減税前)の納税者が3人を扶養している場合(注4)
⇒ ・所得税12万円(3万円×4) + 住民税所得割4万円(1万円×4) = **16万円**が減税可能額です。
・所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の計**5万円**の減税が行われます。
・**定額減税**しきれない所得税分の**9万円**と住民税分**2万円**の計**11万円**が、**調整給付金**として支払われます。

(注4) 所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

I 次の要件を満たす方

マイナンバーカードと紐づけた公金受取口座を登録されている方、児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童手当の受給口座を登録されている方、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金以降の低所得者向け臨時支援給付金を坂戸市から受給した方

- 坂戸市から振込口座、振込日等が記載された通知が届きます。
※振込口座は登録された公金受取口座等です。
- 通知に記載されている口座から変更する必要がなければ、手続きなく、給付金が振り込まれます。
- 口座変更、支給辞退を希望する場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。
※口座を変更する場合は、振込日が通知に記載された日より約2週間遅くなります。

II 上記以外の方

- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 対象となる方には、坂戸市から、支給内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、坂戸市に**返信してください**。
【確認事項】
記載された内容に誤りがないかご確認ください。
※口座番号が記載されていない場合や口座変更する場合は通帳の写し等の添付が必要です。
- 坂戸市が確認書を受理した日から**約3週間後**に給付金が振り込まれます。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

坂戸市 福祉部 福祉総務課 給付金係



049-283-1331 (内線357) 受付時間 平日8:30~17:15